

特集《色々な経歴を有する弁理士》

10年間の企業経験と10年間の
任期付審査官を経て

会員 石川 晃



要 約

今回、「色々な経歴を有する弁理士」について執筆のご依頼を受けましたので、私の経歴をご紹介します。私は、中部電力株式会社へ入社して10年間勤務し、技術開発・研究開発などに従事しました。発明者として特許出願を経験することで、知財の仕事に関心を持つようになりました。その後、任期付審査官として特許庁へ入庁して10年間勤務し、主に電力・エネルギー関連分野の特許審査を担当しました。審査官の仕事と並行して東京理科大学大学院で知的財産戦略を学び、また、中国語のスキルを高めて、グローバルな知財サービスを提供できる弁理士を目指しました。

現在は、特許業務法人の代表弁理士として、日中間の知的財産を中心に幅広い国際知財サービスを提供しています。これまでの経験を活かして、発明者、技術者としての立場、及び審査官としての立場からお客さまをサポートしていきたいと思っています。

目次

1. はじめに
2. 経歴紹介
3. 中部電力株式会社時代
 - (1) お客さま対応
 - (2) 組織の意思決定とは
 - (3) 技術開発・研究開発の経験
 - (4) 発明者としての特許出願
4. 特許庁審査官時代
 - (1) 研修期間
 - (2) 審査実務の経験
 - (3) 文献調査
 - (4) 審査官の思考とは
5. 東京理科大学大学院（MIP）に入って
 - (1) 知的財産戦略を学ぶ
 - (2) 中国語
 - (3) 学びの必要性
6. 特許業務法人の代表弁理士になって
7. まとめ

1. はじめに

現在、私は、TRY 国際特許業務法人（以下、「特許業務法人」と言う。）の代表弁理士として弁理士業務に従事しております。当特許業務法人には、日本弁理士3名と中国弁理士5名（中国弁護士1名を含む）が所属しており（平成29年10月現在）、日本－中国間の知的財産を中心に幅広い国際知財サービスを提供していま

す。

ご存知のとおり、日本における特許出願件数が30万件程度である中、中国における特許出願件数は130万件を超えています（図1：2016年）。

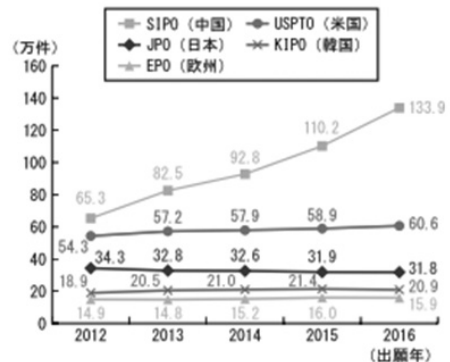


図1 五大特許庁における特許出願件数の推移（特許行政年次報告書2017年版より）

中国知財においては、模倣品対策や技術流出などの問題が取り上げられることが多いですが、既に、品質の高い中国製品や中国の新しい技術に基づいた製品も日本へ入ってきており、この膨大な特許出願件数と、技術レベルの向上は無視できない状況になってきています。

中国企業による日本での権利取得も増加傾向にあり、これまでにない権利行使の問題や、特許売買やライセンスなどの問題が生じる可能性があることから、

まずは中国知財のこと及び中国企業のことを知ることが重要となります。また、それに対抗するように、日本企業としても適切な権利取得や活用が更に求められることとなり、中国での権利化も必要となってくるでしょう。

私は、このような知財の状況の変化に対応する幅広い国際知財サービスが必要となってきたと考え、お客さまニーズに応えられるグローバルな知財サービスを提供できる弁理士を目指しています。これまでの10年間の企業経験と10年間の任期付審査官の経験を活かせると思い、現職に就いております。

今回、「色々な経歴を有する弁理士」について執筆のご依頼を受けましたので、以下に、これまでの私の経歴をご紹介します。

2. 経歴紹介

平成8年 東北大学大学院工学研究科 電気・通信工学専攻修了

平成8年～平成18年 中部電力株式会社

平成18年～平成28年 特許庁審査官（審査第四部）

平成24年 弁理士試験合格

平成25年 東京理科大学大学院イノベーション研究科 知的財産戦略専攻（MIP：Master of Intellectual Property）修了

平成28年～ TRY 国際特許業務法人 代表弁理士

3. 中部電力株式会社時代

私は、東北大学大学院を修了後に中部電力に入社して10年間勤務しました。入社後の4年間は、営業所に配属されて現場での経験を積みました。その後、本社の技術部門で技術開発に従事し、電力技術研究所で研究開発に従事しました。

中部電力時代に経験したことの一部を以下にご紹介いたします。

（1）お客さま対応

入社後4年間の営業所では、特にお客さま対応について経験しました。

官公庁や土地開発業者との折衝では、可能な限り先方の要望に対応することが求められ、いつまでに、どのように、どのようなスケジュールで対応するのかを調整しました。例えば、道路拡幅工事に伴い電柱を移動して欲しい、新しく宅地造成するため電気を引いて

欲しいなどです。このような経験により社会人として基本的なお客さま対応を身に着けることができたと思っています。

しかし、一般のお客さまの対応は難しいものでした。現場調査の際に一般のお客さまに声をかけられて、担当業務とは関係無い苦情を何十分も聞くことがありました。まずはお客さまの話をしっかりと聞き、出来ること出来ないことを丁寧に説明し、お詫びとお礼です。そして、お客さまが「分かったわ。よろしくお願いしますね。」と言っていたら丁寧に対応し続ける必要性を感じました。

さらに、難しいお客さま対応もありました。宿直当番の際に、電気料金滞納のため電気が止ってしまったお客さまから電話がありました。電気が止って冷蔵庫のものが腐ったから弁償しろ、などと酷くご立腹されておりました。とにかくお客さまの話を聞き、規定について丁寧に何度も何度も説明し、電気料金をお支払いいただければ直ぐに通電することをお伝えし続けるしかありませんでした。そして、お客さまが「電気料金を払うから、直ぐに電気をつけてくれ。」と言っていた時には、安堵とともにお客さま対応の難しさを痛感しました。

弁理士の仕事もお客さま対応が大切です。しっかりとお客さまの話を聞き丁寧な対応を心がけています。

（2）組織の意思決定とは

中部電力は大きな会社でしたので、組織の思考、意思決定の仕組みを知ることができました。

一つの案件の決済を得るのに、上司の承認が何段階も必要でした。関連部署との調整も含めると承認印を10個以上貰わなければならないこともありました。承認の判断は、それぞれの立場、それぞれの部署によって異なり、根回し、調整、修正の繰り返しで、その中で担当者としてどれだけ自分の考えを盛り込めるかが勝負でした。

ある新技術の採用にあたり、技術レベル、コスト、運用、スケジュールなどを全て評価してA案で行こうと調整していたところ、最終段階で「B案で行く」と判断が覆ったことがありました。担当者としては納得がいかないのですが、「上の判断」と言われて結局B案に決まりました。

組織の意思決定は、さまざまな要素が絡み合うため、担当者の判断と組織としての判断が異なることが

往々にしてあります。大きな組織からなる会社様などと対応する場合には、先方の内情を理解しつつ対応することが重要であると感じています。

(3) 技術開発・研究開発の経験

技術開発・研究開発の経験は、私にとって大きな経験の一つです。現状の課題を分析して、どのように解決するのかは、特許明細書そのものです。その時技術者はどのように考えるのか、そして実際は試行錯誤の連続で一直線に技術開発・研究開発が進まないことも理解しています。

技術開発・研究開発として多くの案件に携わるとともに、部署全体の研究開発計画の策定も経験しました。基礎研究のフェーズから応用研究、実用化まで、それぞれのフェーズで課題を設定して、課題を解決して次のフェーズへ進む、外部環境の変化に応じて適切に変更していく、これも実際は試行錯誤の連続でした。

技術開発・研究開発の実務で重要な点の一つが予算取りです。お金が無ければ、やりたいことも必要なこともできません。各部署に対する予算削減の圧力の中で、当該案件の必要性とこれまでの成果をアピールして予算を確保していきます。私はこの成果のアピールの一つとして特許を利用しました。先に述べた組織の意思決定において、各案件を相対的に判断するにあたり、費用対効果の評価に加えて、特許出願・特許取得は強みになりました。

(4) 発明者としての特許出願

私は、技術開発・研究開発の経験の中で「特許」と出会いました。特許とは何かを知ることになり、技術開発・研究開発における特許の意義について考えることになりました。特許の活用の仕方は企業によってそれぞれ異なるのだと思いますが、研究成果の一つとして、発明者として特許出願をすることになりました。当時は良く分からないまま、知財部の担当者に用意された発明届に記入した記憶があります。

私もそうでしたが、多くの発明者（技術者）は、特許に関する知識も意識もあまり高くはありません。しかし、その特許が登録された時には、純粋に嬉しく思いました。発明者における特許の意義についても考えることができました。発明者として特許出願・特許取得した経験はいまでも大きく役立っています。

そして、弁理士という仕事を知ることになります。発明から権利化までのプロセス、その後の権利活用に関心を持ちました。いつか弁理士になって知財の仕事をしたと思うようになり、弁理士試験に向けた勉強を始めました。数回の受験も不合格が続き、弁理士試験の難しさを知りました。

特許に関心を持ったことで「任期付審査官の募集」を見つけました。迷いもありましたが、思い切って任期付審査官の採用試験にチャレンジしてみました。合格となって再び迷うことにはなりますが、特許の仕事がしたいとの思いをあらためて確信し、覚悟を決めて中部電力を退職することを選びました。

4. 特許庁審査官時代

10年間の中部電力での経験を経て、任期付審査官になりました。2年間の研修を受けて審査官に昇任し、任期满了までの10年間で勤め上げることができました。特許庁では審査第四部に配属され、主に電力・エネルギー関連分野の特許審査を担当しました。

審査官時代に経験したことの一部を以下にご紹介いたします。

(1) 研修期間

入庁後の2年間は「審査官補」として、研修及びOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）を受けました。必要な研修を受講し、審査官に昇任するためには昇任試験があります。弁理士試験に対応するように、特許だけでなく、意匠、商標、条約、実務に関する論述試験があり、不合格者は審査官に昇任することはできません。ここでは、弁理士試験に向けた勉強が無駄にはなりません。審査官補の2年間は、指導審査官により、審査実務、起案の書き方などをOJTで学びます。複数の指導審査官により、さまざまな考え方や対応方法を体験することができます。

入庁後2年間もの研修期間が設けられていたことに感謝しています。審査官に昇任するための試験が難しく、必死に勉強したことも良い経験でした。

以下に、審査官になるまでの研修概要をご紹介します（参考文献1）。

入庁直後に「任期付職員初任研修」が実施されます。その後、審査官に昇任するまでに、1年目に「審査官コース前期研修」が2年目に「審査官コース後期研修」が実施されます。

「任期付職員初任研修」は、約127時間で、審査官としての基本姿勢、法令・条約・審査実務に関する専門知識の基礎を習得する目的で実施されます。

「審査官コース前期研修」は、約86時間で、この前期研修の際に論述試験があり、所定の成績を修めなければ研修の修了とはなりません。試験に合格できなければ、翌年に再度受講することとなります。

「審査官コース後期研修」は、約36時間で、この後期研修の際には、審判合議傍聴実習があり、拒絶査定不服審判が請求された案件について、内容を検討して、審判部での合議体に参加して説明するものです。審判部での実際の合議体に参加できたことは貴重な経験でした。

(2) 審査実務の経験

私は、10年間で2000件以上の審査を経験することができました。特許審査官として、通常の特許審査に加えて、PCTの国際調査報告・予備審査報告、実用新案の技術評価書の作成なども行いました。

日本の特許審査官は、1年間に200件以上の審査を行っており、他庁と比べても多くの審査処理を行っています(図2)。特許庁では、審査の迅速化を掲げて取り組んでいますので、ユーザーニーズに応えることが大切ですが、1件あたりにもう少し時間をかけてじっくりと審査したかったというのが本音です。日本特許庁は、審査官1人当たりの審査処理件数が多いですが、審査の品質は高いことを念のため付け加えておきます。

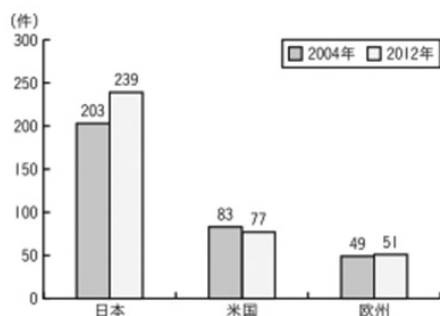


図2 審査官1人当たりの審査処理件数(特許行政年次報告書2014年版より)

ここで、一般的な特許審査の流れをご紹介します。

①案件の配布

特許出願は担当審査室に分配されます。分配担当者は全ての技術を理解しているわけではないので、技術分野が曖昧な案件は、複数の審査室に回覧されて案件

毎に調整されて審査室が決定されることもあります。

近年は先行文献調査を外注する案件が増えているようですが、外注案件と非外注案件(外注しない案件)に分けられます。外注案件は、登録調査機関(外注機関)の先行文献調査結果を受けて審査を行います。具体的には、各審査官が、登録調査機関の調査員の方の説明を受けて案件を受領し、その先行文献調査結果を参考に審査を行います。

非外注案件は、担当審査室の審査官にランダムに配布されることが一般的です。結果的には、外注案件も非外注案件も、担当審査室が決まれば、当該審査室の審査官にランダムに配布されることとなりますので、審査官を選ぶことはできません。

審査官は、起案期限と審査処理目標が管理されていますので、通常は起案期限順に審査を進めていきます。

②発明内容の理解

発明内容の正確な理解が特許審査の第一歩でありますので、まずは出願書類をしっかりと読み、明細書の理解、特許請求の範囲の理解をします。発明のポイントや背景を把握し、サポート要件、明確性の判断、新規事項の判断も行います。

外注案件は、登録調査機関の調査員の方の説明を受けて発明内容の理解を行います。

③先行技術調査

特許庁内外の検索システムを用いて、特許文献や学術論文などのデータベースから過去に類似の技術がないかを調査します。いわゆる、特許庁の審査官端末は、検索速度及び文献表示速度が速く、効率的に先行技術調査を行うことが可能であり、また、外国文献も検索可能です。

同じ技術分野の審査期間が長くなればその分、審査官の頭の中に文献情報や検索ノウハウが蓄積されていきます。ベテラン審査官になれば、一瞬でX文献(新規性なしと判断される文献)を探し出すこともあります。



図3 特許庁の審査官端末(特許庁採用パンフレットより)

④第一次審査通知起案

審査官は、出願された発明と発見された先行技術文献との対比を行い、新規性、進歩性の判断を行います。最近の進歩性の判断においては「論理付け（動機付け）」の考え方が重要になってきており、拒絶理由通知の起案時にもなぜ容易であるのか、なぜ引用文献の組み合わせができるのかを記載しなければなりません。記載要件違反についてもなぜ不明瞭であるのかなどの理由を記載しなければなりません。

庁内で起案様式の統一が図られ、以前よりも少しは理解しやすい内容になったのではないのでしょうか。

審査官の経験において強く感じたことは、文章で伝えることの難しさです。拒絶理由を通知しても出願人に十分に伝わっていないと感ずることがありました。分かるように書いたつもりでも伝わらないのは相手の理解力が無いのか、伝わっているのにわざと論点を変えているのか良く分かりませんでした。しかし、その多くは伝える側に問題があるのではないかと考えています。文章を読む側の立場として書かなければ伝わらないと理解しつつ、まだ、道半ばであることは、この文章を読まれる方は理解されるのではないかと思います。

現在の業務においても文章で伝えることがほとんどです。文章で伝えることの難しさは一生解決しない問題ではないかと思います。

⑤意見書及び補正書の対応

応答期限内に意見書及び補正書が提出されると、担当審査官のところへ書類が届きます。

意見書及び補正書の内容を理解して、通知した拒絶理由が適切であったか否かを確認し、その上で通知した拒絶理由が解消されたか否か、また、他に拒絶理由がないか否かを判断します。

審査官は、意見書、補正書などの内容を検討した結果、通知した拒絶理由が解消されたと判断した場合であって、他に拒絶理由を発見しなかったときは特許査定をします。意見書、補正書などの内容を検討しても、通知した拒絶理由が解消されていないと判断した場合は拒絶査定をします。

審査官は、通知した拒絶理由は解消されたと判断したが他に拒絶理由を発見した場合は改めて拒絶理由通知をします。この場合において、先の拒絶理由通知に対する応答時の補正によって通知することが必要になった拒絶理由のみを通知するときは「最後の拒絶理

由通知」とします。

特許審査において、中部電力時代の知識と経験が大変役に立ちました。技術的な知識はもちろん、発明者としての考え方、当業者（技術者）としての考え方を踏まえて、特許性の判断をすることができました。

特許庁の審査官は、通常採用の任期付ではない審査官（以下、「通常審査官」と言う。）と任期付審査官は区別なく審査業務を行っています。職場環境としても、区別なくコミュニケーションが取れる環境にあります。通常審査官の方は、研究開発などの経験が少ないため、背景技術や当業者として容易かどうかの判断など、前職の経験を活かして説明や協議を行うことができたことに任期付審査官としての存在意義を感じることができました。

私は、審査官の任期満了後には弁理士として活動することを念頭に入れていましたので、常に、出願人としてどう対応すべきかを考えて審査をしていました。明細書の記載を隅々まで読んで、発明者の意図は何か、特許にできる技術思想が開示されているのかどうかを検討することを心掛けていました。先行技術文献との対比、技術的意味と効果を、第三者の当業者として特許とすべきか、拒絶とすべきかを客観的に判断することに努めました。

2000件以上の審査にあたり、引用文献を含めるとその何倍、何十倍もの文献を読み、審査件数に対応する意見書及び補正書を見てきました。そして、多くの審査官と協議し、特許とすべきか、拒絶とすべきかを判断してきました。この経験は、現在の弁理士としての業務において大変役に立っています。

(3) 文献調査

特許庁を出てみると「日本の審査官は文献調査をしていない」と聞くことがよくあります。確かに、先行文献調査を外注する案件が増えています。これらは審査の迅速化の一環で導入されたものであり、先行文献調査の結果を用いて審査官が文献調査をすることなく審査が行われる場合もあると思います。

しかしながら、私が見てきた中では、日本の審査官は文献調査をしています。審査官も人数が多いので、比較的文献調査をする人としなない人に分かれるかもしれませんが、その文献調査のレベルはかなり高いものであると思います。審査官は特許調査のプロで

す。特許分類についても詳しいので、効率的かつ的確に文献調査を行います。審査官は特許分類を作り、改正し、分類付与も行っているのです。

特許庁では特許分類（FIとFターム）の改正業務も経験しました。技術の変化に合わせて特許分類も改正されます。まずはどのように分類分けをするのかを検討し、その分類には具体的にどの文献が属するのかを時間をかけて調整していきます。その後、過去の文献について特許分類の再付与を行うという流れでした。

私は、比較的文献調査をする審査官だったと思います。拒絶理由には適切な文献を提示して、論理的な拒絶理由を通知すべきだと考えていました。審査官としての文献調査の経験は、現在の特許調査業務に役立っています。無効資料調査のご依頼などがあった時には、特許庁舎2階のINPIT（工業所有権情報・研修館）の特許審査官端末（高度な検索が可能な閲覧用機器）を使って、審査官時代と同様の文献調査を行っています。複数文献の組み合わせ、論理付け（動機付け）を考慮した調査結果を提供しています。

（４） 審査官の思考とは

私は、他の審査官と協議をすることが好きでした。また、他の審査官から協議を頼まれることも多くありました。先にも述べましたが、通常審査官の方は、研究開発などの経験が少ないため、背景技術や当業者として容易かどうかの判断など、前職の経験を活かして説明や協議を行うことができました。

審査官も人間ですので、判断に迷います。明らかに特許であるもの、明らかに拒絶すべきものは良いですが、多くの場合、審査段階で補正され、意見書を受けて判断しなければなりません。同じ案件について、ある審査官と協議すれば特許寄りに判断し、別の審査官と協議すれば拒絶寄りに判断することもありました。それぞれの審査官がどのように判断して結論に導くのかという審査ノウハウを数多くの審査官協議によって得ることができました。弁理士の立場として、どのように補正し意見主張することで審査官に伝わるのか、そして、特許とすることが妥当であると判断されるにはどうすべきかが審査官の経験で蓄積されたのではないかと感じています。

面接審査や電話面接も審査官として何度も行ってきましたし、他の審査官の面接審査にも参加しました。出願人との直接的な対応が好きな審査官とあまり好ま

ない審査官がいるように思います。しかしながら、現在は、代理人などからの面接の要請があった場合、審査官は、原則、一回は面接を受諾しなければなりませんので連絡すれば受けてもらえます。無口な審査官も決して怖い方ではありません。面接審査や電話面接についても、どのような補正案を提出し、どのように説明して示唆を得るかのノウハウが蓄積されていると思います。

5. 東京理科大学大学院（MIP）に入って

特許庁に勤務しながら審査官の仕事と並行して、社会人大学院である東京理科大学大学院のイノベーション研究科知的財産戦略専攻（Master of Intellectual Property）（以下、「MIP」と言う。）に通いました。

審査官の任期満了後に弁理士として活動するにあたり、あらためて勉強をしたいと思い、仕事をしながら通学することを決めました。この社会人大学院での経験が、私の現在の状況に強く影響を与えたのではないかと思います。

社会人大学院（MIP）で経験したこと、考えたことの一部を以下にご紹介いたします。

（１） 知的財産戦略を学ぶ

私は、特許庁での研修で知的財産法などの科目は学んでいましたので、MIPでは主に知的財産戦略について学びました。

これも、審査官の任期満了後には弁理士として活動することを念頭に入れて、幅広い知財サービスを提供できる弁理士になりたいとの考えを持っていたからです。知的財産戦略の科目の中で特に役に立っているものをご紹介します。「知財戦略論」、「知財経済論」、「知財評価」、「標準化戦略」、「企業における知財管理」、「中小企業の知財戦略」、「知的財産マネジメント」、「知財契約実務」など学問としてもとても興味深いものでした。（現在、MIPは、MOT：Management of Technology（技術経営専攻）に代わっています。）

研究論文としては、「国際特許分類（IPC）別にみる特許権の安定性に関する研究」を作成しました。以下に、その概要を述べます。

特許審査官は特許権を付与することが仕事です。しかしながら、特許無効審判の成立率が高いことに着目すると、独占排他権であるはずの特許権が事後的に無効となれば、企業の事業活動において大きな支障をき

たすこととなり、権利が不安定であればイノベーション促進の妨げにもなりかねないと感じていました。そこで、特許権の無効性や争いの多さが技術分野によって異なると仮定し、IPC別に特許権の安定性を評価することを研究の目的としました。

過去に審決された特許無効審判事件についての調査を行い、IPC別に、有効性が争われた特許権数、審判無効率をみることで、特許権の無効性や争いの多さが技術分野によって異なることが確認されました。そして、IPC別安定性評価方法を提案し、4つの安定性評価領域（「不安定・多紛争領域」、「不安定・少紛争領域」、「安定・多紛争領域」、「安定・少紛争領域」）に分類することで特許権の安定性を評価しました。

さらに、特許無効審判事件についてケーススタディを行い、各ケースを4つの安定性評価領域に分類して、それぞれの安定性評価領域に属する特許権の安定性評価を行いました。そして、4つの安定性評価領域に属する特許権の特徴及び特許戦略について考察を行い、安定的な権利取得及び権利活用に向けて、企業が取るべき特許戦略についての提案を行いました。

ご興味がある方がいましたら、お読みいただければ幸いです。

（2） 中国語

知的財産に関する業務に携わる者にとって外国語は必須です。MIPには外国人の学生も多く、外国語を学ぶきっかけにもなりました。英会話学校にも通いましたが、中国語学校にも通うことにしました。

当時は、中国知財といえば、模倣品対策や技術流出などの問題が取り上げられることが多くありました。中国で出願される特許は、技術レベルは余り高くはない特許が多いと指摘される風潮がありました。しかしながら、周りには中国製のものが増えており、今後、知的財産に関する業務に携わる者にとって、中国を無視することはできない状況にあると感じていました。

弁理士として活動するにあたり、これからは中国語のスキルが必要となると考え、中国語検定（HSK）を受験するなどして中国語のスキルを高めることにしました。結果的には、中国語を学び始めたことが、私の現在の状況に強く影響を与えました。

中国語には、いわゆる四声があり発音が難しいですが、表記は漢字です。日本人は多くの漢字を知っていますので、意味を理解することは他の外国語に比べて

容易ではないかと思います。技術と特許の知識があり、中国語の辞書を引くことができれば、中国語の特許明細書を読むことは可能です。

（3） 学びの必要性

社会人大学院の通学で感じたことは、「学びの必要性」です。学生にはさまざまな年代の方がいました。人生の大先輩くらいの年齢の方が、20代の学生と一緒に学んでいる姿があり、何歳になっても学べることを実感しました。

私も、普通に大学、大学院と勉強しましたが、その後社会環境が大きく変化し仕事も変化しているのに、学びは当時のまま止っていると感じていました。今、必要なこと、学びたいことを学ぶということは大変楽しいことです。あらためて世の中には知らないことばかりであることを知ることができます。お客さまに信頼される弁理士になるためにも、今後も学び続けていくことが大切だと思っています。

MIPには、企業の知財部の方、弁理士の方、審査官など多くの知財関係者が学びに来ていました。通学を機に、知財部に異動された方、企業の知財部に転職された方、弁理士になられた方もいます。現在もMIPで知り合った方から多くのアドバイスをいただくことがあります。また、知財関係者の方とは直接的又は間接的に仕事と関わることがあります。知財の業界は人と人との繋がりが大切で、知財の知り合いはどこかで繋がっているものです。このような多くの方と知り合えたことは私にとって貴重な財産です。

特許業務法人は、MIPで知り合った李永虎中国弁理士（以下、「李弁理士」と言う。）と一緒に運営しています。李弁理士は日本弁理士と組んで仕事をしたいと考えており、私は中国に関する知財に興味がありましたので、お客さまニーズに応えられるグローバルな知財サービスを共に提供していくことを目指して一緒に活動していくことにしました。

6. 特許業務法人の代表弁理士になって

10年間の任期付審査官の任期満了後、李弁理士と一緒に特許業務法人で活動することにしました。弁理士としての経験は少ないですが、代表弁理士を務めることになりました。

特許審査官から弁理士になると、特許審査実務には詳しいですが、具体的な手続きに弱さがあります。特

に、弁理士でありながら意匠や商標については非常に弱いという課題があります。弁理士会の研修も受けながら弱みを強めていかなければならないと思っています。

以下に、これまでの当特許業務法人の活動における中国知財に対する活動の一部をご紹介します（参考文献2）。

2016年に中国にて、知財セミナーの開催と企業及び特許法律事務所への訪問を行いました。李弁理士の通訳を介して「日本特許出願実務紹介」を行い、質疑応答では大変活潑な質問を受けました。特に、日本の特許権利化を早めるための手法について深い興味を示していました。

中国企業の知財担当者の話によれば、自社製品の模倣品が世の中に数多く出回っているとのことで、このような模倣品に対する対策として如何に知財権利化を戦略的に行うかについて問われました。中国にはない日本特有の制度である部分意匠や関連意匠制度にも大変深い興味を示し、日本への商品展開を考えている企業の知財担当者から戦略的に日本で知的財産権を取るための具体的な質問がなされました。また、いくつかの中国の特許事務所を訪問したところ、どの事務所のスタッフも若い世代が多く、活気にあふれていました。中国への訪問では、中国における知財マインド（知財を重視する姿勢）の高まりを感じさせられました。

中国で出願される特許は、技術レベルは余り高くない特許が多いと指摘されていましたが、こうした指摘に対しても、特許の出願件数よりも特許明細書の内容の質を高くするように「量より質」への方向転換が始まっているようです。

一般的には中国出願における特許審査は厳しいという印象があり、審査基準における進歩性の判断も日本と相違する部分があります。中国で権利化するためには中国の状況も踏まえた対応が必要ですので、状況に応じた適切な対応を行っています。

弁理士会として海外でのセミナー開催などの企画や外国出願への対応に関するご支援をいただけるとありがたいです。



図4 中国で開催された知財セミナーの様子

7. まとめ

私は、10年間の企業経験と10年間の任期付審査官を経て、弁理士業務に従事しております。企業において、技術開発・研究開発などに従事し、発明者として特許出願を経験してきました。また、お客さま対応や組織の思考、意思決定の仕組みなどを知ることができました。特許庁においては、審査実務を経験し、審査官の思考や審査ノウハウなどを知ることができました。特許庁での経験は現在の弁理士としての業務において大変役に立っています。審査官の仕事と並行して東京理科大学大学院で知的財産戦略を学び、また、中国語のスキルを高めてきました。

現在は、特許業務法人の代表弁理士として、日中間の知的財産を中心に幅広い国際知財サービスを提供しています。これまでの経験を活かして、発明者、技術者としての立場、及び審査官としての立場からお客さまをサポートしていきたいと思っています。そして、今後もさまざまな経験と学びを重ねて、お客さまに信頼される弁理士になりたいと思います。

最後に、このような執筆の機会をいただけたことに感謝申し上げます。

(参考文献)

- (1)「特許庁審査部における研修～特許審査官、審査官補を対象として実施される研修を中心として～」、小林 均,tokugikon no.247,p35-42
- (2)「日中知財現場の実務上の課題と展望」、国立研究開発法人科学技術振興機構 中国総合研究交流センター編集、中国知財戦略に関する調査、p142～148

(原稿受領 2017. 10. 9)